

第7号様式 (規程別表第1 第2項第2号ニ関係)



出張報告書

令和 6年 5月 17日

尼崎市議会議長 様

会 派 名みどりの未来

代表者氏名 迫田 敬一

出張者氏名 迫田敬一

このたび、出張しましたので、次のとおり報告します。

1 出張期間 令和 6年 4月 25日から令和 6年 4月26日まで

2 結果の概要

用務先	報告事項 (この欄には要点を箇条書きにし詳細事項がある場合は別紙添付) 1 神奈川県におけるインクルーシブについて 2 諸外国のインクルーシブ教育の動向について 3 4 5	
添付書類 ☒ 出張報告書 ☐ ☐ ☐	備 考	

3 届出事項の変更等 ☒ なし ☐ あり (内容は裏面に記載)

旅 費 の 精 算

☒ 精算額は、令和 6年 4月 12日届け出た額 (42,900 円) と同一額である。

☐ 届出事項の変更等により、別途精算する。(精算額は裏面に記載)

(裏面)

届出事項の変更等の内容

変更等の事項と理由

支 出 額	
精 算 額	
支出 差引 額 戻入	

変更前と後の日程

月	日	日	日	日	日	日	日
前 発着地							
後							
前 経 路							
後							
前 用務先							
後							
前 宿泊先							
後							

視察報告

みどりの未来 迫田 敬一

日時：2024年4月25日（木）

場所：神奈川県横浜市 神奈川県庁 神奈川県教育委員会 教育局インクルーシブ教育推進課

視察の目的

神奈川県は、2016年7月に起きた障害者支援施設「津久井やまゆり園」で、19人の命が奪われた痛ましい事件が発生し、「障害者とともに生きる社会の実現」を県政の最優先事項にしました。

そこで、下記2点を主な視察の目的としました。

- ① 「当事者目線の障害福祉」を掲げ、憲章や条例を策定し、「ともに生きる社会かながわ憲章」と「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 ～ともに生きる社会を目指して～」について。
- ② 知的障がいのあるなしにかかわらず、全ての生徒が共に学習し、相互に理解を深める教育に取り組む高校「インクルーシブ教育実践推進校」について。

共に学ぶための取組

◎共に学び共に育つ(共生社会の実現に向けた教育)の経緯

昭和50年代の教育の混迷と言われた時期に、県民あげでの「騒然たる教育論議」に取り組み、

昭和57年に「神奈川の教育を推進する県民会議」を発足させ、各地域で教育を論じてきました。

昭和58年に自然とのふれあい、人とのふれあい(臨床の知、体験の重視)による「ふれあい教育」が生まれ、神奈川の教育の根幹をなしてきました。「ふれあい教育」では、思いやりの心や人との連帯感の育成、福祉の理解と実践を目標とし、交流教育を活動例に挙げています。

昭和59年に「総合福祉政策の推進のために」という提言において、神奈川の障がいのある子どもの教育の方向性を「共に学び共に育つ教育」と決めました。提言は、「障がいのある子どもたちの可能性を追求すると同時に教育そのものの可能性を追求する」という考えに基づいており、障がいのある子どもの教育についても、教育全体で取り組むという方向性を示しています。

平成19年の「かながわ教育ビジョン」の「共に育ち合う教育」として継承され、支援教育の推進と誰をも包み込むインクルージョン教育をめざすことにつながっています。

平成27年度の教育ビジョンの一部改定では、インクルーシブ教育の推進は重点的な取組となり、高校では、県立高校改革基本計画の重点項目の一つである「共生社会づくりに向けたインクルーシブ教育の推進」として、すべての県立高校で取り組むこととなりました。

◎ 支援教育の成果とインクルーシブ教育の推進

・教育的ニーズ

特別支援教育は、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて指導と支援を行うものです。「障がい」は、個人の心身機能を示すと考えられがちですが、『障がい』の捉え方は、子どもの生活や学習上の困難が心身機能などの子ども個人の要因だけで生じるものではなく、学校や家庭などの子どもを取り巻く環境との関係において生じ「学習や生活上の困難さ」と考えるようになりました。そして、その困難さがあることで、何らかの支援を必要としていることが教育的ニーズになります。

支援教育は、障がいのあるなしにかかわらず教育的ニーズのある子どもを支援することですが、子どもの教育的ニーズは、子どもが学ぶ教育環境との関係によって生じています。

ですから、教育的ニーズに対する支援は、子ども自身の持てる力を伸ばすことで困難さを克服しようとするだけではなく、周囲の理解や指導の工夫、組織的な支援、柔軟な教育システムなど、周囲との関係を変えることが重要になります。

す。

・一人ひとり異なる個人要因と様々な環境要因が関係している教育的ニーズは、多様で複合的です。そのため、支援を考えるときには子どもの特性を探るだけではなく、「子どもが困っていることは何か」「どのような支援が考えられるか」を様々な視点で捉え、チームで探っていくことが重要です。医学や心理学など専門的な視点で子どもの支援を考える場合でも、特定の病気や障がいのみに着目するだけでなく、環境面や周囲との関係に着目し、十分に調整された支援が必要です。神奈川県では、教育相談コーディネーターを中心とした校内支援体制の整備に取り組んでいますが、教育相談コーディネーターという役割が存在することで、専門家に任せるのではなく、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの関係者が、教育、心理、福祉などそれぞれの専門性と役割を生かして、チームとして支援できるようになります。また、教育相談コーディネーターが機能するためには、組織的な体制が整備されている必要があります。

・困った子どもから困っている子どもへ

子どもの気持ちに寄り添い、子どもの状況と抱えている困難さを理解しようとする姿勢で支援に取り組んでいくことは、支援教育を推進してきた成果です。その支援教育の考え方の基本になるものは、「困った子どもから、困っている子ども」という、子どもを理解するための視点の転換です。教員が子どものことで「困った」と感じたところは、その子どもが「困っている」ところです。子どもの視点で理解することで、「子どものできないことを変える」から「子どものできることを活かす」など、子ども中心の支援が行われてきました。この考え方が、いじめや不登校などへの対応や障がいのある子ども、外国につながりがある子どもへの支援など、様々な教育的ニーズに対して有効な支援を生み出してきました。

◎ 支援教育

国では、盲・聾・養護学校など特別な場で行われる教育である特殊教育から、通常の学級に在籍する障がいのある子どもも含めて、障がいのある子どもを支援する特別支援教育に移行してきました。一方、本県では「共に学び共に育つ教育」という考え方をもとに、「支援教育」を提唱しました。支援教育とは、障がいの有無にかかわらず、さまざまな課題を抱えた子どもたち一人ひとりのニーズに、適切に対応していくことを学校教育の根幹に据えた教育のことです。そして、この支援教育を学校教育の基本的な考え方にするすることで、不登校やいじめをはじめ、教育的ニーズのある子どもに対して、困っている気持ちに寄り添い、多面的に理解し、教育相談的な関わりをベースにした支援に取り組んできました。また、担任が一人で抱え込まず、チームで役割を分担し、協働的な支援を行うために、教育相談コーディネーターを中心とした支援体制の構築を進めてきました。

◎教育相談コーディネーター

学校全体が対象で特別支援に特化していない。各校に複数名。1人1人との関わりを大切にしている。任命は研修を受けている方で教員勤続年数は関係ない。「カリスマがいて頼ってしまってもいけない。」と考えます。

教育支援コーディネーターは県が養成するもので、特別支援コーディネーターとは違います。年間通して無料で養成講座を実施しています。

役割のひとつは、様々な機能的資源（特別支援学級、学習支援室、通指導教室等）や人的資源をつないで柔軟に活用することです。教育的ニーズに合わせて、集団の中で支援することや、機能的資源を活用し、別の場所で行うこともあります。

「みんなの教室」モデル事業に取り組まれたある学校では、校内にある機能的・人的資源を活用し、子どもに合わせた柔軟な指導・支援のしくみを作っていました。すべての子どもを対象として、必要があるときに、校内にある機能的資源を活用することで、子どもの自信につなげ、様々な活動にいかしていきました。機能的資源があってもそこでの活動が「ゴール」ではありません。この学校では、これらの支援のしくみをマラソンでいう「給水所」のような役割であると表現し、次の活動にいかすことを大切にしていました。

個別の指導・支援には、様々な方法がありますが、子どもの自己肯定感を高め、主体的に学ぶ力を引き出す、という目的は変わりません。その子どものよさを学級の中で発揮できるしくみを、それぞれの学校の特色をいかしてつくっていきます。

教育相談コーディネーターは、校内の支援体制を機能させていくキーパーソンです。校内支援体制の中心的な存在となり、教職員が一人で抱え込まずチームで役割分担し協働するという雰囲気をつくるのが大切です。校内の風通しをよくし、教職員が日頃から相談し合える関係づくりを進め、「すべての教職員がすべての子どもを育てる」という意識を高めます。

◎ 「みんなの教室」モデル事業

「みんなの教室」は非常勤務の職員を配置し、誰でも来ていい教室。

平成27年度から4年間「みんなの教室」モデル事業に取り組んできました。成果として、授業づくり、学級づくりの取組や、校内体制の整備により、教育相談コーディネーターを中心に学校がチームとなり、「すべての教職員がすべての子どもを育てる」という意識をもつことができました。

また、県立高校では、共に学び共に育つことを一層推進するために、インクルーシブ教育実践推進を指定し、知的障がいのある生徒が高校教育を受ける機会を広げています。

平成28年度に指定された、茅ヶ崎高校、足柄高校、厚木西高校には、

平成29年4月より、知的障がいのある生徒が入学し、共に学ぶ取組が進んでいます。すべての生徒が共に学ぶことを通して、相互理解を深め、一人ひとりの違いを尊重する態度や互いのよさをいかして協働する力、社会性や思いやりの心を育んでいます。

令和元年度より、「みんなの教室」モデル事業の成果を普及するため、「インクルーシブ教育校内支援体制整備事業」をスタートさせました。この事業は、小学校に後補充非常勤講師を配置して、教育相談コーディネーターの授業時間を軽減することで、コーディネート業務にあたる時間を確保するものです。相互理解の基礎を培うために重要な学齢期の初期である小学校において、教育相談コーディネーターを中心とする校内支援体制を整備することによって、インクルーシブ教育の推進を図ることをねらいとしています。

事業は、通常の学級・特別支援学級等の在籍学級にかかわらず、すべての子どもを学校全体で支え、できるだけ同じ場で共に学ぶことを追求する「多様で柔軟な支援体制づくり」を進め「みんなの教室」を、モデル校に設置して実践研究を実施し、その成果の普及を図ることか的であった。

各モデル校は、児童・生徒及び地域の実情を踏まえつつ、学校づくり、学級づくり、授業づくりの3つの視点での研究課題について取組を進めてきました。

【研究課題】

- ① 「みんなの教室」の試行を通じた校内支援体制の整備
- ② 特別支援学級に在籍する子どもが、通常の学級で学ぶための校内支援体制の充実（ユニバーサルデザインの視点を活用した指導方法、教材の工夫など）
- ③ 通常の学級に在籍し、支援を必要としている子どもへの効果的な指導・支援の充実（「みんなの教室」での指導・支援のあり方など）

職員室でのコーディネーターの席は、各学校で工夫され、入り口やとなりの席を空けて教員と話しやすい配慮をしています。

校内支援体制の整備は、教育相談コーディネーターだけでできるものではありません。一人ひとりの教職員に役割があり、チームで構築していく必要があります。様々な役割をもつ教職員が、一つの目標に向かって連携していくことで、学校全体で柔軟かつ組織的な校内支援体制が構築されていくと期待しています。

◎ インクルーシブ教育実践推進校（添付資料1）

令和2年度から、インクルーシブ教育実践推進校は14校になり、全県での取組として拡大しています。

インクルーシブ教育の推進のためには、未就学段階から高校段階までの連続性のある取組が重要であり、すべての子どもが自然なかかわり合いを経験することで、相互理解を深めることが大切です。

面接のみの入試で、すべての子どもができるだけ同じ場で共に学び、共に育つ環境づくりを目指して、インクルーシブ教育を推進しています。

インクルーシブ教育実践推進校では、知的障がいのある生徒を対象に特別募集を行い、すべての生徒が高校で共に学ぶための取組を行っています。

実践推進校は、令和6年度から18校となります。各学校7クラス、21人の特別募集枠。

令和6年度予算は、インクルーシブ教育県立高校 実践推進校 6,854千円(職員配置含む)

卒業については、「入学を許可しているのだから、本人の頑張り（出席と提出物）が示されれば」とのお話でした。

◎市民向け推進事業等

・リーフレット

インクルーシブ教育の推進の基本的な考え方について、県民の皆様にご理解いただくために、リーフレット「かながわのインクルーシブ教育の推進」を作成しています。

本リーフレットは、「対話型リーフレット」の構成となっています。（添付資料2）

- ・説明会、インクルーシブ教育実践推進フォーラム開催
- ・説明者派遣事業、昨年度103回実施 内容は打ち合わせから一緒に考える。
- ・インクルーシブ教育実践推進フォーラム 年2回実施、対話型（添付資料3）

指導主事によるインクルーシブ教育推進フォーラムが1番の種まきと考えます。開催3年目で、令和3年度60回、令和4年度70回、令和5年度100回と年々、増加しています。

◎その他

- ・カウンセラーは神奈川県内に1400校（政令市で半分）ありますが264人配置し、週に何回かできるようになった。
- ・幼保小連携については、県としては幼稚園の教員にも研修している。代表園長も含まれます。
- ・学校の先生の専門性、複数担任制など、教員の配置や人材育成の取り組み専門性の議論はなく、すべての教職員で任せるという発想ではない。複数担任制も増えている
- ・市町村の主体性も尊重し、県は多くある考えの一つの考えで各自治体に寄り添う。
- ・反対意見を持たれる保護者に向けては、説得ではなく、いろいろな意見を自然体で聞く姿勢です。



神奈川県

KANAGAWA

県立高校で 共に学びませんか



インクルーシブ教育実践推進校

神奈川県では、共生社会の実現に向けて、すべての子どもが共に学び、共に育つ環境づくりを目指して、インクルーシブ教育を推進しています。
インクルーシブ教育実践推進校では、知的障がいのある生徒を対象に特別募集を行い、すべての生徒が高校で共に学ぶための取組を行っています。
実践推進校は、令和6年度から18校となります。
お近くの学校については裏面をご覧ください。

様々な学び方とおして、
学習に取り組めます。



みんなで授業に取り組めます



お互いに理解し合いながら
共に成長します

すべての生徒が、
同じクラスで共に毎日過ごします。



私たち一人ひとりの行動が、
未来につながる。

SDGs 未来都市

神奈川県

インクルーシブ教育実践推進校についてはこちら▶
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/j7d/cnt/f533456/index.html>



神奈川県の今後の取組

すべての子どもが

- できるだけ、地域の学校で学ぶためのしくみづくり
- できるだけ、通常の学級で学ぶためのしくみづくり
- 地域で共に生きるしくみづくり

をすすめます。

相互理解

- 集団の中で互いを理解しながら、社会性・思いやりの心を育みます。
- 誰もが相互に人格と個性を尊重し、認め合う社会性を育みます。

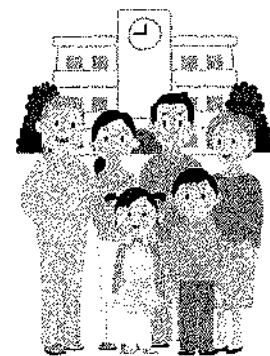
リーフレットを配布する関係機関

神奈川県教育委員会教育局
インクルーシブ教育推進課

☎(045)285-1022

かながわの インクルーシブ 教育の推進

みんなであそぼう！
わたしたちの学校



神奈川県教育委員会

インクルーシブ 教育の推進

児童生徒のみなさん



あなたは今の学校について、
どんな思いを持っていますか？

保護者のみなさん



お子さまの学校での過ごし方や、
地域とのかわりについて
どのような思いを持っていますか？

地域のみなさん



地域の学校が、どのような場所
であってほしいですか？

共生社会の実現をめざして！

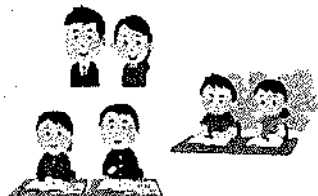
インクルーシブな学校

みんなであそぼう！ わたしたちの学校

すべての子どもが、
大切にされる
「インクルーシブな
学校づくり」を
すすめるには、
どうすればよい
ですか？

あなたの考え

- 子どもたちは、誰でも、自分の地域の学校に通うことができます。
- 学校にいるときは、誰もが安心して過ごすことができます。
- 先生たちは、チームで授業や行事を計画し、取り組み、見直しをします。
- 先生たちは、子どもたちが話すことを、よく聞いてくれます。
- 子どもたちも、先生たちも、思ったことがあるば、助けを求めることができます。
- 子どもたちは、自分と他の人との違いや、自分と違う考え方があることについて、学びます。

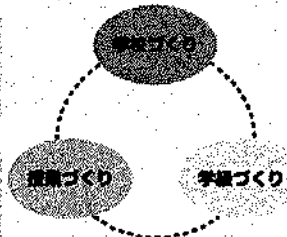


- 学習活動は、すべての子どものために計画されています。
- すべての子どもにとって、わかりやすい授業が行われています。
- すべての子どもが、授業中何をすればよいかわかっています。
- 子どもたちは、自分からすすんで学びます。
- 子どもたちは、お互いから学びあいます。
- 子どもたちは、お互いに教えあいます。



どんな授業なら、すべての
子どもが、学びあうことが
できますか？

あなたの考え



- 問題にぶつかったとき、子どもたちは、お互いに支えあいます。
- 子どもたちはお互いの違いを認めあい、助けあいます。
- 子どもたちも、先生たちも、みんな自分のことが好きです。
- 子どもたちは自分を大切にし、友だちを大切にします。
- 子どもたちは、自分がされていいやなことは、人にしません。
- 子どもたちも、先生たちも、お互いのことを大切に思っています。



すべての子どもにとって、
居心地の良い学校を
つくるためには、
どうすればよいですか？

あなたの考え

家庭

- 先生たちと協力できています。
- すすんで意見や考えを、学校に伝えることができます。
- 学校から、授業に協力するように、頼まれることがあります。
- 学校をよりよい場所にするための活動に参加します。
- 困ったことがあったとき、学校の先生にすぐ相談できます。

地域

- 地域は、学校といっしょに成長することができます。
- 学校は、誰でもあたたかく迎えてくれます。
- 自分の子どもが通っていないくても、自分たちの学校だと思っています。
- 学校の授業に、地域の人の経験が取り入れられています。
- 地域が行う行事に、学校は協力をしています。

共生社会 すべての人が

大切に
されます

社会参加
できます

生き生きと
生活できます

支えあって
暮らします

地域で
暮らします





神奈川県

令和5年度

ともに考えてみませんか？

インクルーシブ教育

神奈川県では、共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育を推進しています。
一人ひとりを大切にする社会を実現するために、
これからの教育について共に考えてみませんか？

ともに
考える

インクルーシブ教育 推進フォーラム

これからの「インクルーシブな学校」について、
県民のみなさまと共に考えていきます。

8/19(土) 13:30-16:30

小・中学校における「インクルーシブな学校」づくり
地域ですべての子どもの学びを保障する

【実践報告】茅ヶ崎市教育委員会 / 二宮町教育委員会

11/25(土) 13:30-16:30

県立学校における「インクルーシブな学校」づくり
成果と課題、将来像

【実践報告】県立高校2校 / 県立特別支援学校1校

第1回、第2回ともに

神奈川県立総合教育センター 講堂

当日は、ライブ配信も予定しています

もっと
知りたい！

中学
3年生
対象

インクルーシブ教育 実践推進校 中高連携事業

実践推進校特別募集への志願を考える中学
3年生及び、保護者、中学校の教職員を対象とした説明会です。
※ 6月～9月に、各実践推進校にて実施予定

中学
1・2年生
対象

インクルーシブ教育 実践推進校 説明会

実践推進校特別募集への志願を考える中学1・2年生及び保護
者、中学校の教職員を対象とした説明会です。
※ 秋頃から、各実践推進校にて実施予定

学校関係者
PTA等
対象

説明者派遣事業

研修会・講演会・学習会等で当該指導主事
等が講師をつとめます。

内容は、依頼元のニーズに合わせて相談しながら作成します。

ご希望の団体はインクルーシブ教育推進課へご相談ください。

令和4年度実施のテーマ（一例）

- ・「インクルーシブな学校をつくるのは誰?!」児童生徒学習会
- ・「多様性と包摂性を前提に取組を見直す」教職員研修



ともに生きる社会
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

ともに生きる社会かながわ憲章

検索

ぜひ
アクセス
してください！

ウェブサイトでは
イベントの詳しい情報や
インクルーシブ教育の推進に
ついて紹介しています▶



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/j7d/index.html>

お問い合わせ：神奈川県教育委員会 教育局 インクルーシブ教育推進課 電話：045-285-1022 FAX：045-285-9771



私たち一人ひとりの行動が、未来につながる。

Kanagawa committed to SDGs

SDGs 未来都市 神奈川県

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

4

◎共生社会の実現に向けた教育等の推進 6年度予算 5,556,514 千円〔+5年度2月補正9,064 千円〕

【基本的な考え方】地域のすべての子どもたちが、地域の小学校や中学校で、ともに学びともに育つことを目指し、県内市町村の主体性を尊重しながら、インクルーシブ教育の更なる推進に取り組む。

また、令和4年3月に策定した「かながわ特別支援教育推進指針」に基づき、県立特別支援学校の新校等整備や医療的ケア児への支援に取り組む。

1 インクルーシブ教育の推進 168,587 千円

① インクルーシブ教育校内支援体制整備事業

市町村立小学校（政令市を除く）における校内の支援体制を整備するため、教育相談コーディネーターの授業を代替する非常勤講師を配置する（30市町村、30校）。107,636 千円（人件費対応）

②フルインクルーシブ教育の実現に向けた取組 6,854 千円

インクルーシブ教育の実現に向け、新たに「フルインクルーシブ教育推進市町村」（海老名市）を指定し、当該市と連携した研究を行うとともに、メタバース等を活用した普及・啓発を行う。メタバースの予算は、安ければ100万円/1回。

※「フルインクルーシブ教育推進市町村」では、すべての子どもたちが地域の小・中学校に通い、同じ場で共に学び共に育つことを目指します。

③ インクルーシブ教育の推進にかかる環境整備・普及啓発 54,097 千円

インクルーシブ教育実践推進校（18校）におけるリソースルーム等の整備を図るほか、県民向けフォーラム等を開催する。

④インクルーシブ教育実践推進の教職員配置 人件費対応

知的障害のある生徒が入学するインクルーシブ教育実践推進校において、インクルーシブ教育推進担当教員等を配置する（指定校14校→18校）。

2 特別支援教育の充実 3,479,227 千円

（1） 県立特別支援学校における教育環境の充実 2,648,219 千円

⑤ 医療的ケア児の支援のための環境整備

特別支援学校に配置する看護師を増員（72人→74人）するとともに、福祉車両等による通学支援を拡充（40人→80人）する。454,640 千円
他。

感想

・2016年7月に起きた障害者支援施設「津久井やまゆり園」事件からではなく、昭和50年代から「共に学び共に育つ」神奈川県取り組みが、尼崎市と比較してインクルーシブ教育が推進されていると感じ、県民の皆様に根付き「教育がどうあるか」で県民性に大きく影響を与えると感じました。

・障がいのある子どもだけでなく「すべての子どもが同じ教室いられるように」「共に学び共に育つ」と繰り返し職員が話されておられたのが印象的で、子ども達が学校に合わせるのではなく、学校になじめないのは様々な環境要因も関係しており、支援を考えるときには子どもの特性を探るだけではなく、「子どもが困っていることは何か」「どのような支援が考えられるか」を様々な視点で捉え、学校環境の改善を主眼とすることで、子ども達にとって学校が居場所となるよう実践されていました。

・子どもや保護者の意見を聞く姿勢が基本で「一人一人に合った環境づくり」は主体的・対話的な学びを深めることにもつながり、改めてインクルーシブ教育と同じものと感じました。

日時：2024年4月26日（金）

場所：独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所

視察の目的

- ① 国立行政法人国立特別支援教育総合研究所について
- ② 各国のインクルーシブ教育の状況（全体の教育費・インクルーシブ教育に対する日本との予算の違い。就学前教育でのインクルーシブ教育の取り組み。学校内での教員・教員以外の人員配置について等）

◎独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所について

・1971年に設立され50年を超えます。現場の教員が使える研究をおこなっており、全国から教員が、2か月間の研修に訪れます。

・海外へ職員を研究に派遣しているが、コロナ禍で渡航が制限されたので、大学教授などに情報の収集をお願いしていました。

研究の趣旨

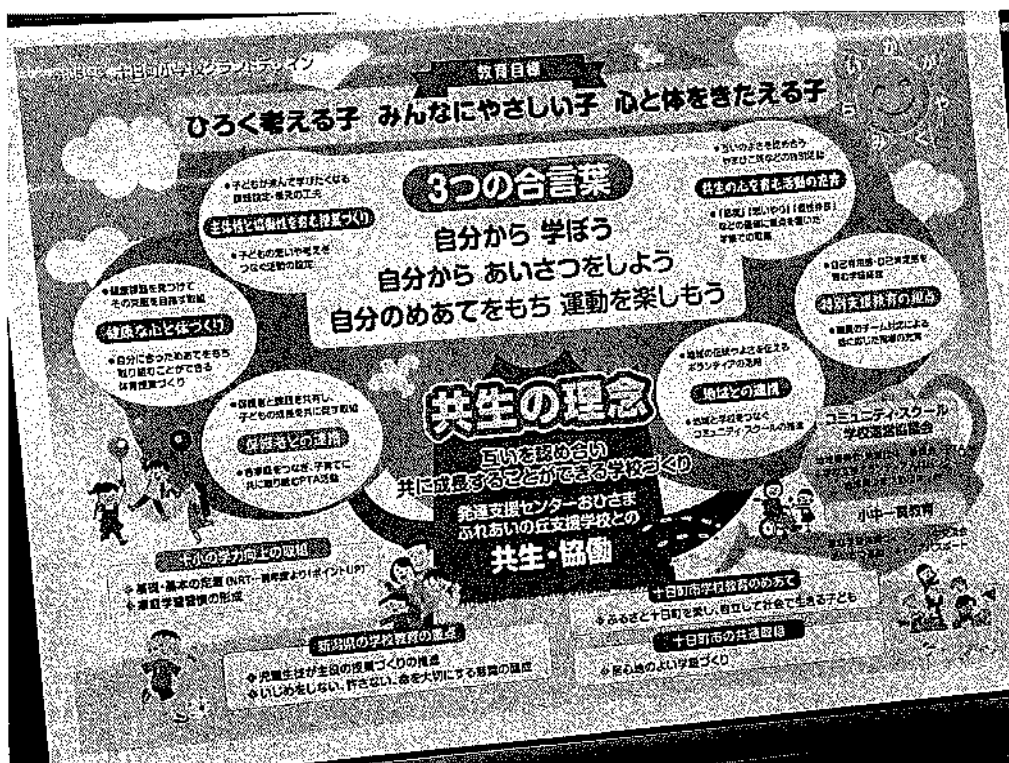
私たちが目指す社会は共生社会である

・共生社会の形成に向けて、子どもたちが10年後、20年後、「共生社会の担い手」となるための教育活動を展開する必要がある。

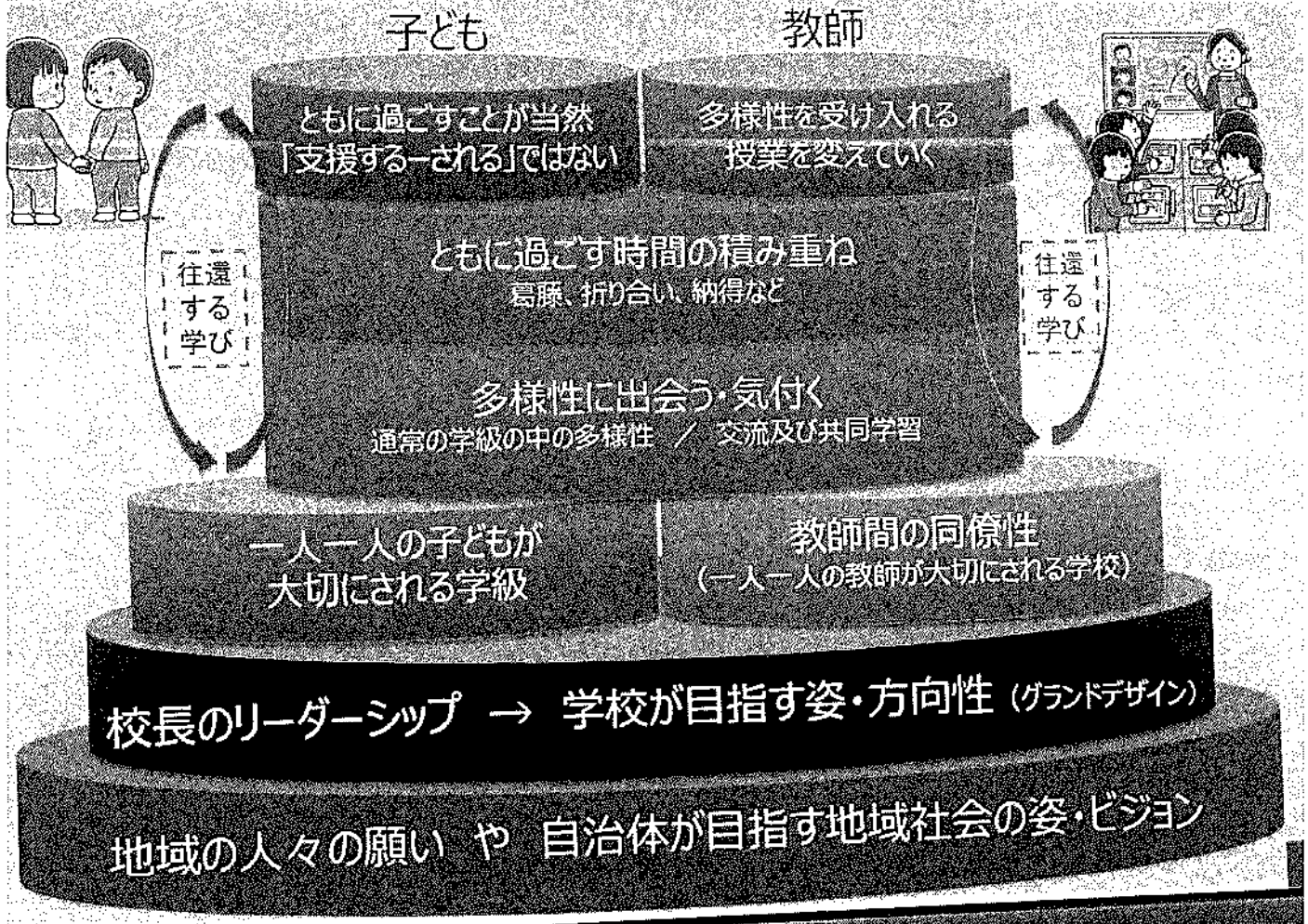
・「共生社会の担い手を育む教育」＝多様性を理解し尊重できるようになるための教育と、一旦定義し、具体的な内容、方法を検討する。

・小・中学校の通常の学級の教師が、「共生社会の担い手を育む教育」を実施する必要性を理解でき、「自分の学級でも実施してみたい」、「実施してよかった」と実感できるモデルを教育現場や教育行政に提供することを目指す。

「2年後に示したい。」と目標にしていました。



共生社会の担い手を育む教育を実現するための要素と構造



共生社会の実現に向けた教育の推進のために

- ・ 子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応
- ・ 支援を必要とする子供の長所・強みに着目する視点の重視、地域社会の国際化への対応、多様性、公平・公正、包摂性
- ・ ICT等の活用による学び・交流機会、アクセシビリティの向上
- ・ 人生100年時代に複線化する生涯にわたって学び続ける学習者
- ・ 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- ・ 個別最適、多様性、多数派がどれだけ変われるのか？
- ・ インクルーシブな学校運営モデル
- ・ 通常学級、いろいろあるメッセージ、マジョリティと言われる側がどれだけ変われるか。
- ・ 特別支援教育に推進されるには、学校長のリーダーシップ地域の理解、本人、保護者の意向、専門家など、先生を守る体制が重要。

・ 支援学校と普通学校がスウェーデンも隣接した学校が多く、兵庫県立阪神昆陽高等学校と兵庫県立阪神昆陽特別支援学校共生理念の基づいて同一敷地内に設置されています。

先生方が困ったときに、本研究所の研究成果物を、簡単にダウンロードして活用いただくために、各種リーフレットや事例集の紹介とダウンロード方法を、わかりやすくまとめたリーフレットを作成し、全国の特別支援教育センター等へ配布して、研修会等で先生方に情報提供していただいています。



本研究所ホームページトップ画面から、直接、研究成果物のページへアクセスできるように、トップページにバナーやアイコンを設置しました。

先生の困った! を解決するために
研究成果物のダウンロード方法



研究成果・研究物のページはこちら

NISE学びラボ 活用の広がり

特別支援教育に関する インターネット無料講義配信



インターネットによる講義配信
NISE 学びラボ
～ 特別支援教育eラーニング ～



「これから教員になる人」を対象とした講義動画プログラムの提供を始めました!

国立特別支援教育総合研究所では、障害のある児童生徒等の教育に携わる教職員の資質能力向上を図る主体的な取組を支援するため、インターネットによる講義配信「NISE学びラボ」を公開しています。

「NISE学びラボ」では、令和5年4月から、教員として採用される予定の学生など、これから教員になる方に向けて、インクルーシブ教育システムの基本や、各学校における特別支援教育の概要について学ぶことができる講義動画プログラム「これから教員になる人たちのために」の提供を新たに開始しました。

講義動画プログラム「これから教員になる人たちのために」は例えば、こんな活用の仕方ができます!

活用例1 教育委員会の採用前研修での視聴動画として

活用例2 教職実践演習等、大学の教職課程の授業の視聴動画として

活用例3 教員になる予定の方の自己学習の視聴動画として

「NISE学びラボ」は、教育委員会、大学等で団体登録をすることで、プログラム受講者の講義動画の視聴状況を、研修の主催者でモニタリングすることができます(個人で登録、視聴いただくことも可能です)。

発達障害教育関連の情報の充実



発達障害教育推進センター
NISE Channel



発達障害教育推進センターは、発達障害者に対する教育・研究・支援の推進を図ることを目的として、文部科学省と厚生労働省が連携して設置された機関です。

発達障害教育推進センター	発達障害教育推進センター	発達障害教育推進センター	発達障害教育推進センター
発達障害教育推進センター	発達障害教育推進センター	発達障害教育推進センター	発達障害教育推進センター
発達障害教育推進センター	発達障害教育推進センター	発達障害教育推進センター	発達障害教育推進センター
発達障害教育推進センター	発達障害教育推進センター	発達障害教育推進センター	発達障害教育推進センター

主なコンテンツ

- ① 発達障害の理解
- ② 指導・支援
- ③ 研修講義動画
- ④ 発達障害Q&A
- ⑤ 発達障害に関する研究
- ⑥ 国の動向や法令等
- ⑦ イベントや研修会の情報

研修講義の一部はYouTubeでも視聴可

NISEchannel



国立障害者リハビリテーションセンターとの連携



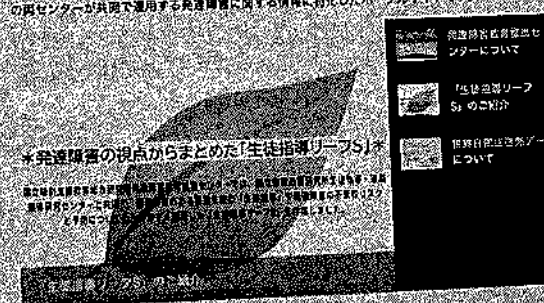
発達障害ナビポータル

<https://hattatsu.go.jp/>

発達障害ナビポータル
国が提供する発達障害に特化したポータルサイト



発達障害ナビポータルは、厚生労働省と文部科学省の協力で、国立障害者リハビリテーションセンター（発達障害情報・支援センター）と国立特別支援教育総合研究所（発達障害教育推進センター）の両センターが共同で運用する発達障害に関する情報に特化したポータルサイトです。



国が提供する発達障害に特化したポータルサイトです。

発達障害に関する信頼のおける情報を提供します。

共同運営

- 厚生労働省
- 国立障害者リハビリテーションセンター
- 文部科学省
- 国立特別支援教育総合研究所



National Rehabilitation Center for Persons with Disabilities
国立障害者リハビリテーションセンター



国立特別支援教育総合研究所

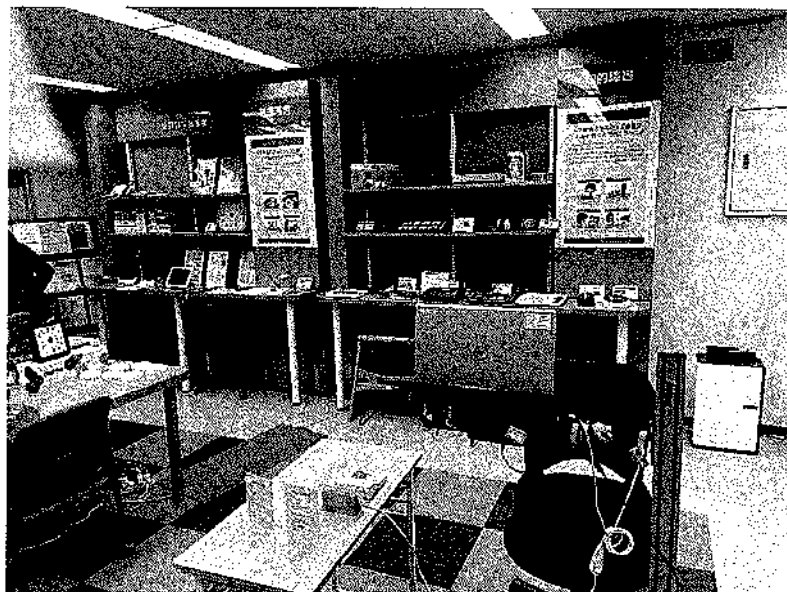
インクルーシブ教育システム構築に関する情報提供

- ・教材・教具や支援機器等の展示・実演
- ・障害種別の研究班による体験型展示（生活支援研究棟見学、無響室体験、視覚障害のある子供の教育の説明など）
- ・最新の研究成果等に関するパネル展示

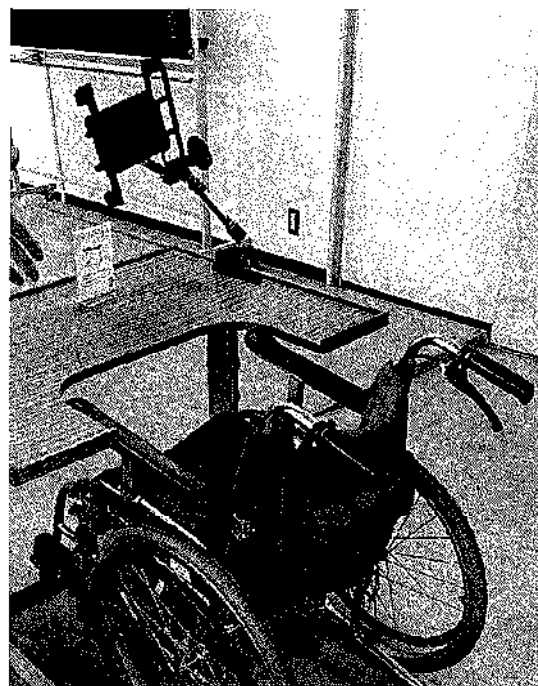
教育支援機器等展示室 i ライブラリーの様子

（声や音に反応する電池で動く電車玩具）

障がい別に展示されていました。



体験教室（研修の際には模擬授業を行います）



◎フィンランドとスウェーデンのインクルーシブ教育システムに関する施策の動向

フィンランド及びスウェーデンのいずれの国においても、インクルーシブ教育推進の方向性は維持しつつも、改革の実行に際しては課題。

・フィンランド

2011年には、一般支援、強化支援、特別支援の三つの段階にモデル化し、「インクルーシブ教育改革」と称して実施。その結果、特別なニーズを必要とする児童生徒にとっても、彼らとともに学ぶ児童生徒にとっても、教員にとっても、学習環境・教環境が悪化しているとする見方が広がっていることを受け、特別支援教育の学習環境の改善方策について議論されました。

2019年7月の国内紙（Iltalehti 紙）では、以下の内容が問題提起されました。

1. リソースの不足
2. 大規模学級で学ぶことによる学習環境の悪化
3. 法がインクルーシブ教育（三段階モデル）を保障していません。
4. 改革の効果検証が必要 など

2017年に教職員組合が、校長、教員向けに実施した三段階モデルに関する調査においては、「改革は事務作業を増大させるのみで児童生徒への支援が十分でない状況である」こと、その背景として予算不足と法令上の不備について指摘しています。

2021年に義務教育を18歳に延長したことに伴い、後期中等教育の整備・充実として、インクルーシブ教育及び特別支援学校教育に関することとして、多様で提供されていた準備教育を統合し、新たなプログラムへと再編しました。

・スウェーデン

通常学校としての基礎学校、知的障害特別学校、脱覚障害・重複障害特別学校、サマー学校（北欧の北部で暮らすマイノリティの子供たちへ配慮した教育制度が整えられ、サマーの子供たちは、学校でサマー語やサマー文化を学ぶ権利が与えられています。）という枠組みは維持し、視覚は通常学級に。

2001年から2004年にかけては、知的障害特別学校の「解体」や「一層の統合推進」が議論されたが、受け皿の不足により革議論は頓挫。

2011年の基礎学校と知的障害特別学校の各学習指導要領においては、知的障害のない子どもは通常の学校で支援する方向性が確認され、知的障害特別学校への就学は権利であることが協調されました。

通常学校において不適応を示す子どもへの対応として、以下の内容が学校法に規定。

1. 追加調の必要性に応じた特別な支援が通常の学校内で保障
2. 特別な支援の必要件のための評価
3. 個別発達計画以上に支援が必要な場合の「対応プログラム」
4. 必要に応じて編成される特別な学習集団や個別指導

・2022年の学習指導要領改訂においても同様にインクルーシブ教育推進の方向性が維持。

◎障害のある子どもの学びの場と特別な支援の提供について

フィンランドでは、特別支援学級、特別支援学校があることや、必要に応じて取り出し指導を行うなど、日本の制度に類似している点が少なくない。スウェーデンについては、日本の特別支援学級の制度はなく、障害の程度や障害種に応じて、特別支援学校があり、また、通常学級においても、日本の通級指導に類似した制度もあります。

・フィンランド

通常学級、特別支援学級、特別支援学校。これらのいずれかに在籍しつつ、必要に応じて、他の場（いわゆる通級指導学級、交流学級）特別な教育・支援の対象となる子供の分類 ①一般支援、②強化支援、③特別支援の三段階モデル

①一般支援

学習に遅れがみられる児童生徒に対する短期間の支援、学習において問題を抱えている児童生徒への一時的な支援教員・特別支援教員・学習支援員らによる授業内における支援や、取り出し指導、補修など

②強化支援

学習において継続的な支援を必要とする児童生徒に提供されるものであり、個別に作成された計画に基づいて実施

③特別支援 いわゆる特別支援教育・特別ニーズ教育に位置付けられるもの

・スウェーデン

知的障害特別学校、聴覚障害・重複障害を対象とする特別学校。視覚障害、肢体不自由、病弱の特別支援学校はなし。重複障害がない、常時医療支援の必要がないなどの視覚障害、肢体不自由、病弱の子どもは通常学級に就学します。

通常学級での合理的配慮として、

- ① 学級担任やアシスタントによる配慮
- ③ 専門家としての特別教員/特別教育家による介入・コンサルテーション
- ④ 子どもアシスタントによる付加的支援
- ⑤ 子どものニーズに合った教材の提供

通常学級外では、①期間を限定した個別抽出指導、②教育的ニーズを有する子どもの短期間/長期間の小グループ指導

特別支援教育の学級編制基準について

・学級編成基準については廃止し、自治体や学校の判断において定める制度へ移行する傾向にあるが、教育環境の悪化を懸念し一部一定の基準を超えた部分について、国において補助するなどの支援措置が講じられている（フィンランド）場合もあります。

・スウェーデン

1980 年以降に通常学校の学級編制枠を外しました。スウェーデンには「学級」と言う概念がなく、通常学校に障害種に応じた特別学級はありません。いかに通常教育が柔軟に多様な子どもを包括していくかが課題。

活動に応じて集団を編成する「活動単位」制導入、必要に応じて学習グループを編成（ね 20 名）することを基本。グループ編成には、移民や外国にルーツがある子ども、家庭環境に課題がある子どもも対象。

通常学級の授業における支援や合理的配慮としては、以下があります。

- ① 学級担任やアシスタント教員による配慮
- ② 専門家として特別教員/特別教育家による介入・コンサルテーション
- ③ 子どもアシスタントによる付加的支援
- ④ 子どものニーズに合った教材の提供

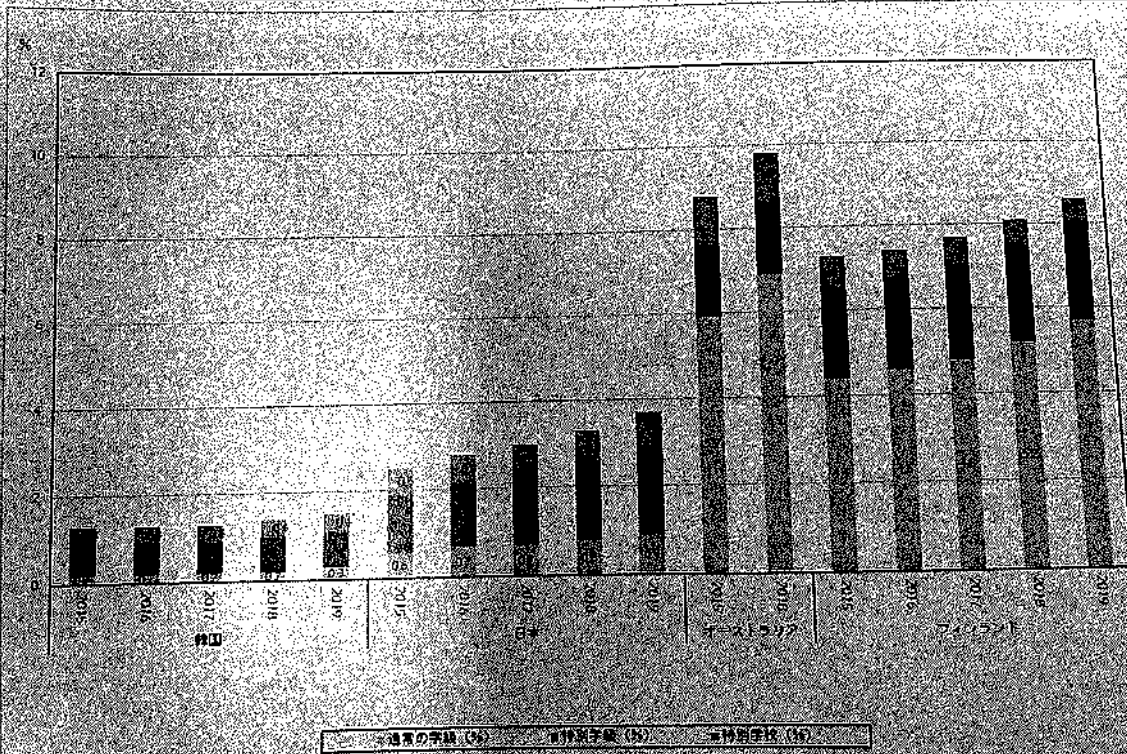
・通常学級外での小グループ指導として「フレックスグループ」があります。障害の有無を問わない、「学校不適應」の子どもへの指導の場。

A 基礎学校では：教員 4 名、22 名の子どもが対象。週 2 回程度の利用だが、状況が改善されると回数を減らします。

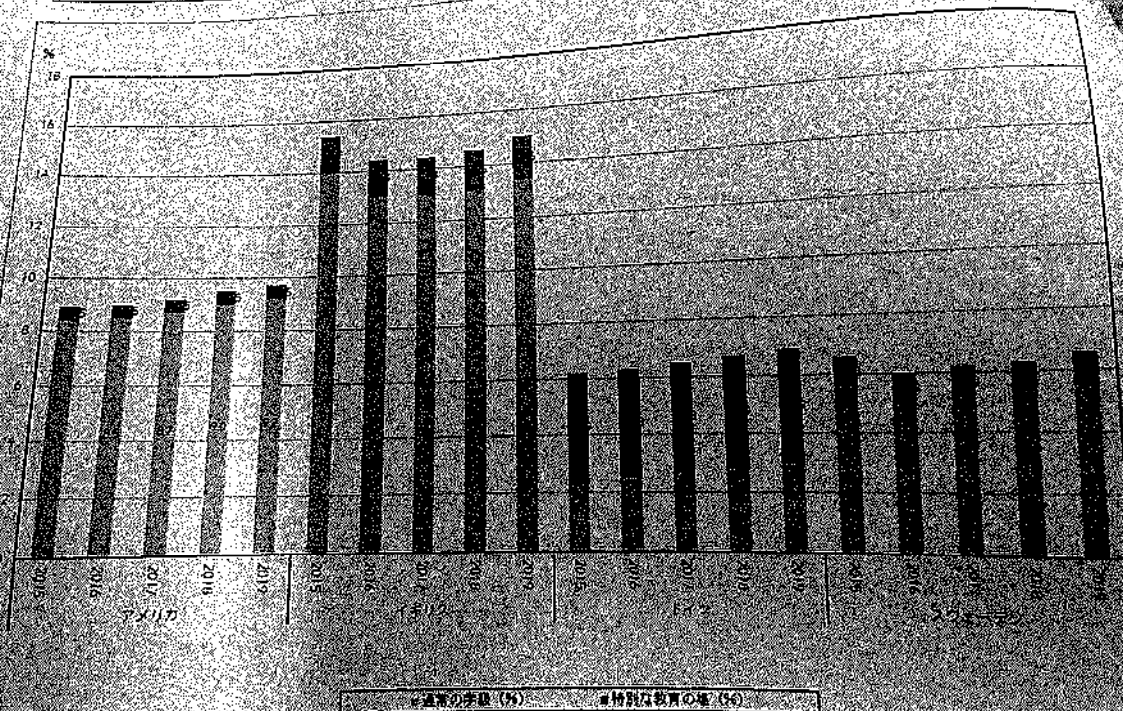
スウェーデン語や算数の指導が中心。当教員 4 名以外の教員も参加し教科の専門性を確保。利用は強制されず、学校からの「提案」と本人・保護者の同意による。指導計画作成には通常学級の教員も参加し、通常学級からの排除ではないことを意識。日本における通級による指導に酷似していると考えられます。

グループごとにやっている。フレックス、不登校、グループつくっています。算数が苦手な子が多い。通常学級の教員と一緒に取り組めます。

特別支援の対象となる子供の学びの場とその内訳の経年変化に関する国際比較（1）



特別支援の対象となる子供の学びの場とその内訳の経年変化に関する国際比較



感想

心身の障害により教育上特別な配慮を要する子供のための教育を研究する機関として、国立特殊教育総合研究所が設立され、教育学や心理学などの協力による総合的な研究として、全国の実地教育現場の要請に応える実証的な研究を続けて来られました。

「インクルーシブ教育と主体的な学びを深める教育は同じものであると考えます。」との意見に対して「幼稚園教育要綱そのものだと考えます。」とお答えいただき、今後、増々のインクルーシブ教育推進の先頭に立っていただけると期待しました。

1973 年、隣接地に当時、日本で唯一の国立の単独養護学校国立久里浜養護学校が設立され、研究所との相互協力の下に様々な取組を推進して来ましたが、子ども達と交流し、まちで会うと挨拶をするほど顔が見える関係で、人々とのつながりを大切にされる職員の皆様が、研究していることは障がいのある子どもの気持ちを考え、寄り添い、隣人のこととして研究いただいていると感じました。